

## 「職長・安全衛生責任者教育講習会」開催のご案内

拝啓 入梅の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、表記の件、安全衛生法第 60 条、規則第 40 条に基づき講習会を開催いたします。  
自己責任、会社責任、元請け責任の求められる建設業の現状です。現場で作業する一人ひとりが安全意識、安全知識を高めて、災害ゼロで仕事をやり遂げる為に法律で定められた特別安全教育です。

佐伯総合建設(株)安全協力会では、作業現場で指揮監督する立場の方(職長)及び、元請等との連絡調整等を図る立場の方(安全衛生責任者)以外に、作業現場に入場する全ての作業従事者の方を対象に、これらの基礎知識及び手法を修得して頂く方針です。

なお、受講費用の一部を安全協力会にて補助しております。

※ すでに修得済みの方の中で、平成 18 年 3 月 31 日以前に「職長教育」を受講された方については、安全衛生法の改正に伴い再受講の必要がありますので、これを機に受講して頂きますようお願い致します。

敬具

## 記

- 1) 日 時 1 日目 7 月 6 日 (金) 9 時 30 分～17 時 30 分 (受付 9 時より)  
(2 日間) 2 日目 7 月 20 日 (金) 9 時 30 分～17 時 30 分 (受付 9 時より)  
※合計 14 時間の講習です。修了証は 7 月 20 日にお渡しします。
- 2) 場 所 大口町健康文化センター ほほえみプラザ  
(4 階研修センター ほほえみホール) ※別紙詳細
- 3) 受 講 料 1 人 ¥5,000- (テキスト、修了証費 含)
- 4) 持 ち 物 筆記用具、受講票 (申込み受付後、郵送致します。)  
昼食は準備します。
- 5) 申込方法 6 月 29 日 (金) 迄に FAX で連絡下さい。  
(定員先着 50 名になり次第受付を終了させていただきます)  
※受講料は申込み受付後、請求書をお送り致しますので、講習日の 2 日前までに納付して下さい。  
※ご都合により受講されない場合でも受講料はお返しできません。
- 6) その他 不明な点は、佐伯総合建設(株)総務課 水口迄お問い合わせ下さい。  
安全協力会 事務局 TEL: 0574-53-2555

(切り取らずこのまま FAX でご返信下さい)

## 「職長・安全衛生責任者教育講習会」申込書

平成 24 年 月 日

会 社 名		電話番号	
所 在 地	〒	領収書	必要・不要

参加者氏名記入欄 (参加人数は 1 社につき 2 名迄でお願い致します)

氏 名	現 住 所	生 年 月 日	電話番号 (自宅)
		(満 歳)	
		(満 歳)	

・ 申込先 安全協力会事務局宛 FAX 0574-53-7066

# 大口町健康文化センター ほほえみプラザのご案内

所在地 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

交通 国道41号→新宮2北の信号(さくら病院前)を  
名古屋方面からは左折  
犬山方面からは右折 } →  
左手の緑の屋根の茶色い建物です

電話 0587-94-0050

駐車場 建物奥の駐車場を利用お願い致します。

